



の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

**山梨県告示第二百十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十二年七月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月一日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷山梨自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
甲府市西下条町笛吹川右岸堤防敷地先から 甲府市小曲町笛吹川右岸河川敷地先まで	三・二丁 六・一	三・二丁 六・一	二・九 二九・〇	四三・五・八 四三・五・八

**山梨県告示第二百二十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年七月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月一日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日

一般国道	一四〇号	山梨市三富川浦字見畑四二一番の六地先から山梨市三富川浦字見畑三三一番の二地先まで	四二〇・〇	平成二十二年七月一日
------	------	--	-------	------------

**公 告**

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年七月一日

山梨県知事 横内 正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人ちやいんど
  - 2 代表者の氏名 乙黒親男
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県中央市成島千七十二番地一
  - 4 定款に記載された目的
    - この法人は、中央市及び周辺地域の就学前の乳幼児とその保護者に対して、「地域と関わりながら親も子も共に育ちあえる保育園」を理念に、子どもの人権を尊重し、その子らしく生きる力を育てる教育と養護を行うことにより、子どもと心身共に健全な育成と地域の保育福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十二年六月十八日から同年八月十七日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年七月一日

山梨県知事 横内 正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 ワーカーズコープおてっと
  - 2 代表者の氏名 新藤美恵子
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市中下条千八百五十八番地
  - 4 定款に記載された目的
 

この法人は、少子高齢社会の中で、高齢者や病気の人、子育て中の親などが快適な生活を送れるよう、生活の自立に役立つ支援事業を行ない、安心してくらしを社会を実現するために貢献することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十二年六月二十一日から同年八月二十日まで

●平成二十二年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師の試験を次のとおり実施する。  
平成二十二年七月一日

一 試験日時 山梨県知事 横 内 正 明  
平成二十二年十月二十日（水）午前九時三十分

二 試験場所 甲府市朝氣一丁目二番二号 山梨県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）

三 受験資格 クリーニング業法第七条第三項に規定する者

四 受験手続

- 1 提出書類
  - (一) 受験願書
  - (二) 履歴書
  - (三) クリーニング師試験を受ける資格を有することを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し、地方厚生局長の認定を受けた者はその認定書の写し）
  - (四) 写真（出願前六月以内に撮影した手札形（縦十二・七センチメートル、横八・九センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの）一枚
- 2 受験手数料 七千円（受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を添付し、消印はし

ないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

3 受験願書受付期間

平成二十二年八月十八日（水）から同月三十一日（火）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は簡易書留郵便とし、平成二十二年八月三十一日までの消印のあるものを有効とする。

4 受験願書等の提出先

受験願書等は、営業所の所在地又は住所地を所管する各保健福祉事務所（保健所（支所を含む。以下同じ。））に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

五 試験科目

1 学科試験

- (一) 衛生法規に関する知識
- (二) 公衆衛生に関する知識
- (三) 洗たく物の処理に関する知識

2 実地試験

洗たく物の処理に関する技能

六 問い合わせ先

受験手続その他に関しては、最寄りの各保健福祉事務所（保健所）又は山梨県福祉保健部衛生業務課（電話〇五五 二二三 一四八八）に問い合わせること。

●職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。  
平成二十二年七月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験を実施する職種及び試験科目

- 1 次の職種について学科試験を行う。  
機械科、電子科、和裁科及び建築科

2 試験の科目は、次のとおりとする。

免許 職種	学 科 試 験 の 科 目	指 導 方 法
機械科	一 系基礎学科 1 機械工学（機械要素、機構と運動） 2 材料（材料力学、金属材料、非金属材料、潤滑油及び切削剤） 3 工作法（NC工作法、機械工作法、ジグ、工具） 4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定、材料試験） 5 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科 1 加工法（切削加工法、研削加工法、金型工作法、精密加工法） 2 機械製図（機械製図法、機械設計法、テクニカルイラストレーション）	一 職業訓練原理 二 教科指導方法 三 訓練生の心理 四 生活指導 五 職業訓練関係法規
電子科	一 系基礎学科 1 電気理論（電気磁気学、直流及び交流理論） 2 電子工学（デジタル回路、アナログ回路、半導体工学、測定法） 3 電気・電子機器（電気機器、電子機器） 4 材料（電気材料、電子部品） 5 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科 1 通信工学（情報理論、通信システム方式、伝送工学、通信処理） 2 機器設備（端末設備、伝送交換設備、ネットワーク） 3 制御工学（制御理論、数値制御、コンピュータ制御） 4 工作法（電子機器の組立、修理及び調整法）	
和裁科	一 系基礎学科 1 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り）	

  

建築科	一 系基礎学科 1 建築工学（構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図、関係法規） 2 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科 1 建築設計（建築設計、設備設計、建築計画） 2 施工法（建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法、仕様及び積算） 3 材料（建築用材料）	2 縫製法（縫製法、縫製用材料） 3 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科 1 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法） 2 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）
-----	--	--

  

全職種共通	免除を受けることができる者 免除を受けることができる者	免除の範囲 実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
-------	--------------------------------	-------------------------------

  

三 試験の免除 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。	一 前記以外の職種についても、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者（一級又は単一等級の技能検定に合格した者及び他法令による資格取得者）に対して、指導方法のみの試験を行う。 二 受験資格 1 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。 (一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者 (二) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。 (一) 成年被後見人又は被保佐人 (二) 禁錮以上の刑に処せられた者 (三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から二年を経過しない者 三 試験の免除 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。
--	--

<p>続及びバルコニー施工を除く。）</p>	<p>免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者</p>	<p>職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p>	<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者</p>	<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</p>	<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科に合格した者</p>	<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p>	<p>免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学校教育法昭和二十二年法律第二十六号（第八十三条に規定する大学又は同法第百十</p>	<p>実技試験の全部</p>	<p>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p>	<p>実技試験の全部</p>	<p>学科試験のうち指導方法</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>
<p>五条に規定する高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>	<p>省令別表第十一の三に掲げる免許職種の免許職</p>	<p>省令別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験</p>	<p>四 試験の日時及び場所</p>	<p>1 日時 平成二十二年九月七日（火）午前九時</p>	<p>2 場所 甲州市塩山上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校</p>	<p>五 受験手続</p>	<p>1 受験申請書類</p>	<p>職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、身分証明書、写真二枚（申請日前六月以内に撮影した正面脱帽、上半身像で縦四センチメートル、横三センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票（控）に貼り付けること。）及び受験資格を有することを証明する書類</p>	<p>2 試験の免除申請</p>	<p>試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。</p>	<p>3 申請書類の提出先</p>	<p>甲府市内一丁目六番一号 山梨県商工労働部産業人材課（郵送により受験申請をする場合は、必ず書留郵便とすること。）</p>	<p>4 申請書類の受付期間</p>	<p>平成二十二年七月一日（木）から同月十五日（木）まで。ただし、郵送の場合は平成二十二年七月十五日までの消印のあるものを有効とする。</p>	<p>5 受験手数料</p>	<p>三千円（職業訓練指導員試験受験申請書に、三千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）</p>	<p>6 受験票の交付</p>	<p>受験申請を受け付けた後、その内容を審査のうえ、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。</p>	<p>六 合否判定の基準</p>	

- 1 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。
- 2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。
- 3 学科試験のうち、系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

七 合格発表

平成二十二年十月一日（金）に山梨県庁東側掲示板（スクランブル交差点わき）及び山梨県ホームページに合格者及び一部合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に可否を書面で通知する。

八 その他

- 1 職業訓練指導員試験受験案内及び申請書用紙は、山梨県商工労働部産業人材課、山梨県立産業技術短期大学校、山梨県立の各高等技術専門学校及び山梨県立就業支援センターにおいて配布する。
- 2 受験に関する注意事項（集合時刻、携帯品等）は、後日受験票をもって通知する。
- 3 試験についての不明な点は、山梨県商工労働部産業人材課（甲府市丸の内二丁目六番一号）（電話〇五五 二二三 一五六六）に問い合わせること。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十二年七月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五の七一、二五八五の七二、二五八五の七九、二五八五の二二〇、二五八五の二二一、二五八五の二二二、二五八五の二二三及び二五八五の二二四の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

下水道

（「次の図」は省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区神田錦町三丁目十二番地十 博報堂健康保険組合 理事長 引田 征治

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十二年七月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
富士吉田市上吉田字下り山四五九七の一、四五九七の七、四五九八の二六、四六一五の六及び四六一五の七の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
富士吉田市上吉田四千五百九十七番地一 株式会社ウォーターダイレクト 代表取締役社長 伊久間 努

公安委員会

山梨県公安委員会規則第七号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年七月一日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則（平成十二年山梨県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「生活安全部」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十二年三月十一日山梨県人事委員会規則第八号（山梨県学校職員との給与に関する規則等の一部を改正する規則）

一六六 上 一 副校長 副校長

平成二十二年三月三十一日山梨県人事委員会規則第二十三号（山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴う関係規則の整備に関する規則）

四 上 二七 教育職給料表(二) 教育職給料表(二)

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番